指定居宅介護支援事業所 管理者様 地域密着型介護老人福祉施設 施設長様 介護保険施設 施設長様

健康福祉局介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(通知)

日頃より、本市の介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本市通知「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの終了について」(令和5年1月31日 健介保第1915号)において、令和5年4月1日以降に有効期間満了を迎える方の更新申請で一定要件に該当する方は、引き続き臨時的な取扱いを適用できるとしておりましたが、厚生労働省からの事務連絡(厚生労働省老健局老人保健課事務連絡 令和4年10月14日付)に基づき、臨時的な取扱いについて、令和6年3月31日までに有効期間満了を迎える方までの適用とし、それ以降に満了を迎える方は通常通り更新認定を実施いたします。

つきましては、以下の点について適正な事務運営のためにご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 令和6年3月31日に有効期間満了を迎える方の更新申請について 令和6年1月31日から更新申請手続きが行えますが、適正な事務運営のため可能な限り令和6年2 月29日までに申請手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。
- 2 令和6年4月30日に有効期間満了を迎える方の更新申請について 令和6年3月1日から更新申請手続きが行えますが、申請日に関わらず臨時的な取扱いは適用でき ませんので、ご注意ください。
- 3 参考資料(別添参照)
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの終了について(令和5年1月 31日 健介保第1915号)(通知)
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて(厚生労働省)

(担当)健康福祉局介護保険課 認定担当 TEL 671-4256 FAX 550-3614 kf-kaigonintei@city.yokohama.jp